

平成27年度事業計画

第1 事業計画の概要

当公社は、平成25年4月1日から「公益財団法人川崎市消防防災指導公社」として、新たな運用開始後2年を経過し順調に事業を進めているところであります。

平成4年の設立当時から、「安全・安心ですみよい街づくり」の実現に向けて積極的に事業に取り組むことはもとより、公益財団法人移行後においても新定款に謳って、消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防火・防災関係者に対する指導育成、火災その他の災害による生命及び財産の軽減など、公共の福祉の向上に寄与することを目的として、諸事業を展開していくこととしております。

第2 事業計画の内容

1 防火防災及び救急に関する普及啓発事業

市民及び事業所等に対する防火・防災及び救急意識の普及啓発を行う。

(1) 起震車による防災意識の普及啓発（川崎市受託予定）

川崎市から起震車（2台）の運営・管理を受託し、この起震車を有効に活用し、地震体験等により大地震時における安全な対処方法を指導するとともに、地震災害等に対する防災知識の普及啓発を図る。

a 対象 町内会・自治会・事業所・学校・保育園・各区イベント等

b 回数 200回程度

(2) 応急手当普及啓発活動事業（川崎市受託予定）

川崎市から貸与救急資機材の運営・管理を受託し、市民救命士の養成及び川崎市患者等搬送業務認定に関する各種救命講習を行い、住民に対する応急手当意識の普及啓発を図る。

a 対象 町内会・自治会・事業所等

b 回数 160回程度

(3) 火災予防用の防火ポスター、防火チラシ、パンフレット等の作成配布

(4) 消防用設備等点検受託事業所に対する消防訓練等の補助・助言

(5) 消防協力団体等に対する支援事業

消防局で組織している少年消防クラブ運営委員会、婦人消防育成検討委員会及び消防出初式への支援を行う。

(6) 防火相談事業

市民及び事業所関係者からの火災予防、消防用設備等消防に関する各種の相談、住宅用火災警報器の設置等のアドバイスを行う。

(7) 消防防災に関する調査研究事業

消防機器の改良開発への支援及び試作品の作製

2 各種講習会・研修会等の講習会事業

消防防災に関する各種講習を行う。

(1) 自衛消防業務講習

法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物に設置しなければならない

自消防組織に置かれる統括管理者等を対象に自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得し資格を取得するため2日間の新規講習を実施する。また、自衛消防業務に関する講習を修了し5年を経過する者に対して再講習を実施する。

ア 新規講習

- a 回数 5回
 - b 定員 各50人(年250人)
- イ 再講習
- a 回数 6回
 - b 定員 各60人(年360人)

(2) 防火対象物点検資格者講習

法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物における防火管理上必要な業務、消防設備等の設置維持その他火災の予防上必要な事項について、定期的に点検し、その結果を報告する業務を行うのに必要な資格を取得するため4日間の新規講習を実施する。また、免状交付日から5年以内の防火対象物点検資格者に対する再講習を実施する。

ア 新規講習

- a 回数 1回
 - b 定員 60人(年60人)
- イ 再講習
- a 回数 1回
 - b 定員 60人(年60人)

(3) 防火管理講習

(一財)日本防火・防災協会からの受託事業で、法令に基づき、防火対象物において防火管理者として選任されるのに必要な資格を取得するための講習を実施する。

また、法令で定められた一定の要件に該当する防火対象物の防火管理者に選任された日の4年前までに講習を修了し、その日から1年以内の防火管理者か、それ以外の防火管理者で講習を修了した日から5年以内の甲種防火管理者を対象に再講習を実施する。

ア 甲種防火管理新規講習

- a 回数 12回
 - b 定員 各180人(年2,160人)
- イ 甲種防火管理再講習
- a 回数 1回
 - b 定員 70人(年70人)

ウ 乙種防火管理新規講習

- a 回数 2回
- b 定員 各180人(年360人)

(4) 防災管理講習

法令に定められた大規模な建築物等において、地震等の火災以外の災害対応である防災管理業務を実施するために必要な知識を修得し資格を取得するための新規講習を実施する。

ア 防災管理(単独)新規講習

- a 回数 1回
- b 定員 70人(年70人)

イ 防火・防災管理（併催）新規講習
a 回数 6回
b 定員 各180人（年1,080人）

ウ 防火・防災管理（併催）再講習
a 回数 2回
b 定員 各70人（年140人）

（5）危険物取扱者試験受験準備講習

危険物を取り扱うのに必要な資格試験を受験するために、法令等の解説などを受講し試験対策にそなえるための講習を実施する。

a 回数 3回
b 定員 各40人（年120人）

3 東京湾アクアライン消防活動支援事業

東京湾アクアライン専用の消防用車両及び資機材の管理業務を行う。
車両積載器具更新予定（油圧救助器具、油吸着材、酸素ボンベ等）

4 消防用設備等法定点検業務

川崎市関連施設の消防用設備等法定点検業務を行う。

5 その他目的を達成する事業

全国の消防関係出資法人との情報交換を行う。